

国民年金保険料学生納付特例制度の受け付けを開始します

20歳以上の大学、専門学校、高等学校などの学生等で、保険料を納めることが困難な人は、未納のままにせず、学生納付特例制度を活用してください。在学期間中の保険料の支払いを猶予する制度で、本人の所得が一定以下の場合対象になります。

学生等とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する人で、夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれます（対象ではない学校などもあります）。

●**年金への影響** 学生納付特例制度が承認された期間は、年金の受給資格の期間には算入されますが、年金額には反映されません。将来満額の年金を受給したい人は追納することをお勧めします。追納は10年さかのぼることができます。

※ただし、当時の額で納めることができるのは、猶予を受けた年度の翌々年度までで、それ以降は、期間に応じた加算額が上乘せされます。

●**受付期間** 4月1日（木）～平成23年3月31日（木）※土・日・祝日は除く。

●**必要なもの** 学生証、在学証明書などの写し（必須）・印鑑（認印可）・国民年金手帳（なくても可）

※前年に所得があり、お仕事を辞めている人は、「離職票」や「雇用保険受給資格者証」などの退職日が確認できる公的機関の証明書の写しも必要です。

●**その他** 平成21年度、すでに学生納付特例の承認を受け、平成22年度以降も引き続き在学予定の人で、日本年金機構からはがき形式の申請書が3月下旬ごろ送付された人は、それによって申請手続きを行うと窓口での手続きは不要になります。

[申・問] 健康生活課 ☎ 63-1327

22年度春季犬の登録および狂犬病集合予防注射を実施します

犬を飼っている人は、必ず登録をし、狂犬病の予防注射を受けさせましょう。

●**対象** 生後91日以上の子犬

●**料金**

▽登録料（犬の生涯1回）3,000円

▽注射のみ（年1回）注射料と注射済み票 3,000円

※登録される方は登録料と注射で6,000円が必要です。

※会場は混雑しますのでつり銭が要らないようにお願いします。

※狂犬病の予防注射は今までどおり動物病院で受けることができます。動物病院で受けた場合は、狂犬病予防注射済証が渡されるので、市役所環境保全課に持参し、鑑札・注射済み票の交付を受けてください。

※注射済み交付手数料などの支払が必要です。

●**その他**

▽狂犬病予防注射済証交付申請書のはがきが届いている人は、愛犬健康問診票を記入のうえ必ず注射会場へ持参してください。

▽秋（10月予定）にも狂犬病集合予防注射を実施します。

秋に受ける人ははがきを保管しておいてください。

▽犬が死亡したときや住所が変わった時は市役所環境保全課に届けてください。

▽野良犬・野良猫にエサを与えると犬・猫が集まって近所に迷惑をかけます。気をつけましょう。



●実施日・会場

期 日	場 所	時 間
4/21（水）	猫宮公民館	9:00～10:00
	牛水中公民館	10:30～11:30
	フタバ設備工業駐車場	13:00～15:00
4/22（木）	元JAたまな平井支所	9:00～10:00
	唐池公民館	10:20～10:50
	倉懸公民館	11:10～11:40
	新生公民館	13:00～15:00
4/23（金）	保健センター駐車場	9:00～10:00
	今寺公民館	10:30～11:30
	桜山中央集会所	13:00～15:00
4/24（土）	四ツ山公民館	9:00～10:00
	万田東公民館	10:30～11:30
	市役所西側駐車場	13:00～15:00
4/25（日）	市民プール駐車場	9:30～11:30 13:00～15:00
	府本公民館	9:00～10:00
4/26（月）	金山公民館	10:30～11:30
	野原公民館	13:00～15:00

「熊本県動物愛護管理」ホームページを開設

県では、迷子犬や、譲渡対象犬についての情報提供などを行うホームページを開設しました。犬がいなくなった場合や、犬の譲受を希望する人はぜひご覧ください。

<http://www.kumamoto-doubutuaigo.jp/>

[問] 環境保全課 ☎ 63-1370

**命を大切に！ 犬や猫を捨てることは犯罪行為です
法律により処罰（50万円以下の罰金）されます**

■ 平成22・23年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しを行い、次のとおりに決定しました。

均等割額 47,000円

所得割率 9.03%

保険料額（年額）＝均等割額 47,000円＋所得割額
 額 { (総所得金額－33万円) × 9.03% }

※年額50万円が上限です

■ 平成22年度保険料軽減は継続します

所得が低い人や扶養家族として被用者保険※に加入していた人の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

<p>■ 所得が低い人の軽減</p> <p>◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額が</p> <p>「33万円」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合） → 保険料の均等割額を9割軽減</p> <p>「33万円」を超えない世帯 → 保険料の均等割額を8.5割軽減</p> <p>「33万円」＋「24・5万円×世帯の被保険者数（被保険者世帯である世帯主を除く）」を超えない世帯 → 保険料の均等割額を5割軽減</p> <p>「33万円」＋「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 → 保険料の均等割額を2割軽減</p> <p>◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料の軽減） 被保険者の総所得金額が</p> <p>「33万円」＋58万円を超えない人 → 保険料の所得割額を5割軽減</p>	<p>■ 扶養家族として被用者保険※に加入していた人</p> <p>特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。 対象となる人…後期高齢者医療制度に加入した日の前日まで扶養家族として被用者保険に加入していた人</p> <p>※被用者保険…職域保険の1つで、中小企業・大企業の従業員、船員、公務員が対象。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 平成22年度後期高齢者保険料の支払方法

後期高齢者医療の保険料は、年金天引（特別徴収）または納付書・口座振替（普通徴収）でお支払いいただいています。

22年度の保険料の支払い方法については、次のとおりですのでご確認ください。

<p>年金天引で保険料をお支払いの人 平成22年4月から年金天引で保険料をお支払いいただけます。 ※申し出により口座振替に変更することができます。</p>
<p>納付書・口座振替で保険料をお支払いの人 平成22年7月から納付書・口座振替で保険料をお支払いいただけます。</p>

<p>年金天引で保険料をお支払いの人は口座振替に変更することができます</p> <p>後期高齢者医療保険料を年金天引でお支払いいただいている人また新たに年金天引でお支払いいただく人は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。 なお、既に申し出を行っている人は再度申し出の必要はありません。</p>
<p>所得の変更によって保険料や一部負担金が増える場合があります</p> <p>過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額分の納付書が届く場合があります。</p>

[問] 健康生活課 ☎ 63-1420